

市税・国民健康保険料の納付は口座振替のご利用を！

市・府民税（第2期分）・国民健康保険料（第3期分）の納期限は8月31日（月）です。納期限までに取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済（PayPay、auPAY、d払い、FamiPay、AEON Pay、PayB、楽天ペイ等）、

地方税お支払サイト（※）、市役所で納付してください。

※市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の税目に限り、地方税お支払



地方税お支払サイト

サイトで納付いただけます。

口座振替の申し込みは、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（金融機関に同依頼書がない場合あり）や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。各月15日

までに同依頼書を提出すると、その翌月以降の納期分から引き落としします。

※納期限までに納付がない場合は督促状（督促手数料100円を加算）を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

☎市税に関すること＝税務課市民税係（☎983-2481）、国民健康保険料に関すること＝国保医療課国保年金係（☎983-2962）

税の証明書の窓口交付には本人確認書類が必要です

税務課では、第三者からの虚偽やなりすまし等による課税（所得）証明の不正取得を防止し、個人情報の保護を図ることを目的として、窓口

で書類提示による本人確認を行っています。

交付申請時には、次のいずれかの本人確認書類（郵送請求の場合は写

し）を持参してください。

①マイナンバーカード、免許証等の官公庁が発行した顔写真付き証明書を1点

②資格確認書、介護保険証、年金手帳等のうち2点

③銀行の預金通帳・キャッシュカード、納税通知書等のうち1点と②の書類のうち1点

令和8年度の税の証明書はコンビニで取得可

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。

※マイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です。

■取得できる証明書 最新年度の所

得証明書、課税（非課税）証明書 ※証明年度の1月1日時点と証明書発行時点で八幡市に住民登録がない場合、証明書の発行はできません。

※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時

間がかかる場合があります。

※「調整控除額」や「調整額」の記載が必要な場合、コンビニ交付では発行できません。

■サービスの利用時間 午前6時30分～午後11時（土・日・祝日含む） ※12月29日～1月3日とシステムメ

ンテナンス日、8月19日（水）は利用不可。

■交付手数料 1通200円（市役所窓口の場合は1通300円）

※その他の詳細は右記二次元コードからご確認ください。



☎税務課市民税係（☎983-2164、981-1113）

熱損失防止改修工事等で住宅の固定資産税を減額

次の全ての要件を満たす、熱損失防止改修工事等を実施した家屋の固定資産税額（120㎡相当分まで）を減額します。

■減額の要件

▶平成26年4月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く）であること

▶改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下であること

▶令和13年3月31日までに、次の①の工事、または①と合わせて②から④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準

に適合すること

①窓の断熱改修工事（必須の工事）

②床の断熱改修工事

③天井の断熱改修工事

④壁の断熱改修工事

▶改修工事に要した費用の額が補助金等を除いて次のいずれかに当てはまること

①熱損失防止改修工事に係る費用が60万円を超えるもの

②熱損失防止改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設

置工事に係る費用との合計が60万円を超えるもの

■減額の期間と範囲

改修工事が完了した年の翌年度分の、当該家屋の固定資産税額（120㎡相当分までに限る）の3分の1を減額。

※改修を行ったことにより認定長期優良住宅となった場合は、固定資産税額（120㎡相当分までに限る）の3分の2を減額。

■申請手続

改修工事完了後3カ月以内に、必要書類を添付して申請してください。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください（郵送の場合は写しを添付）。※住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用されません。

※バリアフリー改修を同時に実施し、どちらの要件にも適合する場合は両制度とも軽減が受けられます（ただし、それぞれの申請が必要です）。

※その他の詳細は右記二次元コードからご確認ください。



住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事完了の翌年度の固定資産税（100㎡相当分までに限る）の3分の1相当額を減額します。

■減額の要件

新築した日から10年以上経過し、次の①・②のいずれかの人が居住する住宅（賃貸住宅を除く。改修後床面積40㎡以上240㎡以下）であること

①65歳以上の人（改修工事が完了した翌年1月1日現在）

②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人、または申請時に障がいのある人

■対象となる改修工事

令和13年3月31日までに、次の①～⑧のいずれかのバリアフリー改修工事が完了した住宅で、補助金等を除く自己負担額が50万円超のもの

①廊下の拡幅

②階段のこう配の緩和

③浴室の改良

④トイレの改修

⑤手すりの取り付け

⑥床の段差解消

⑦引き戸への取り替え

⑧床表面の滑り止め

■申請手続

改修工事完了後3カ月以内に工事内容・費用がわかる書類（工事明細書や工事箇所の写真等）と居住要件を満たすことを示す書類等を添えて申請してください（必要に応じ、現地確認を行います）。

※申請書にマイナンバーの記載が必

要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください（郵送の場合は写しを添付）。※過去にこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用できません。また、工事内容によっては、他の制度を利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※その他の詳細は右記二次元コードからご確認ください。



☎税務課資産税係（☎983-2480）

妊娠の届出・親子(母子)健康手帳の交付について オンライン予約を開始しました

令和8年7月から、できるだけお待ちいただくことがないように、妊娠の届出・親子（母子）健康手帳の

交付を予約制としております。

右記の二次元コードから、来所日時の予約およびアンケート入力をお

願いたします。

なお、ご予約がなくても開庁時間であれば、妊娠届出による親子（母

子）健康手帳の交付ができますので、妊娠がわかればお早めにご来庁ください。

詳しくは、右記の二次元コード、または電話で家庭支援課へお問い合わせください。



☎家庭支援課（☎983-1115）